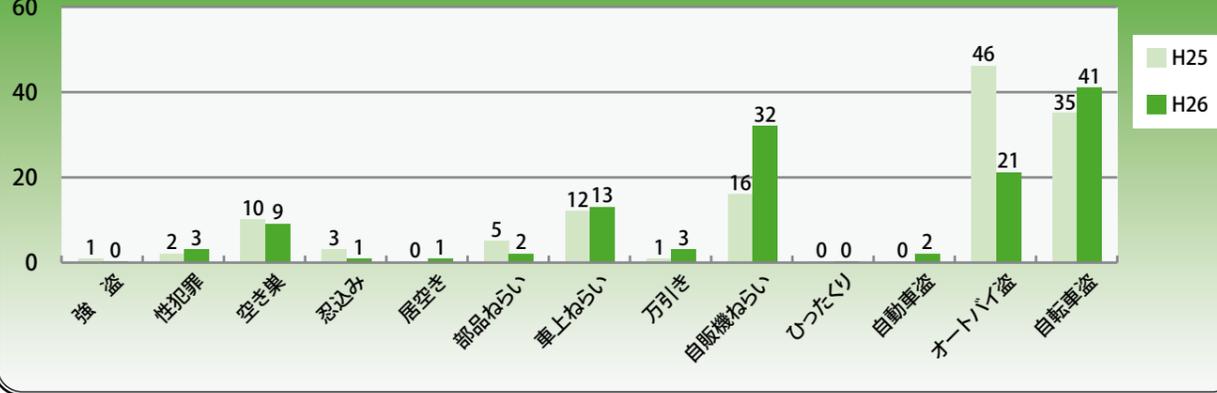


# 粕屋警察署だより

須恵町

累計犯罪発生状況 [平成26年8月]



小学校別犯罪発生状況一覧表

8月(単月)	強盗	性犯罪	空き巣	忍込み	居空き	部品ねらい	車上ねらい	万引き	自販機ねらい	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	合計
須恵第一			2				1					2	1	6
須恵第二			1	1		1	1				1		5	10
須恵第三			1		1		2							4
合計			4	1	1	1	4				1	2	6	20

## ◇自転車盗に注意◇

自転車は駐輪場に  
止めましょう  
鍵は2つ以上つけましょう  
防犯登録をしましょう



## △空き巣に注意△

短時間の外出でも必ず施錠しましょう。  
扉や窓に二重ロックしましょう。  
防犯カメラを設置しましょう。  
二階の窓にも施錠しましょう。



## ◇オートバイ盗に注意◇

- エンジンキーは抜きましょう。
- U字ロックなど鍵をつけましょう。
- 駐輪する場所に気をつけましょう。
- ハンドルロックをしましょう。



油断は禁物です!

※ 自転車盗が多発しています。

## 犯罪被害にあわれた人へ 犯罪被害給付制度のご案内

- 殺人などの故意の犯罪行為により、
- 亡くなられた方のご遺族
- 身体に障害が残った人
- 長期の治療が必要なけがや病気になる人に給付金が支給されます。



支給の要件や申請手続きなど詳しくは、  
福岡県警察本部被害者支援・相談課  
092-641-4141 (内線2534)  
または、最寄りの警察署



「自身の年金記録を確認しませんか？」

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

11月8日(土)と11月30日(日)に東福岡年金事務所(休日年金相談を実施)を実施します。

①事前に予約が必要です。(東福岡年金事務所 ☎651・7967)

②年金手帳や「ねんきん定期便」、または本人確認ができる書類が必要です。お気軽にご相談ください。  
また、いつでもご自身の年金記録などが確認できる「ねんきんネット」が便利です。

日本年金機構のホームページで確認いただくか、年金事務所にお問い合わせください。  
▼日本年金機構ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/>

社会保険料控除の申告に使える国民年金保険料控除証明書が発行されます

地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、国民年金保険料を納めた分も社会保険料控除として、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。  
控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子さんなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。  
なお、平成26年中に納付した国民年

金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。  
(平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬に送付されます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一同様にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようにしましょう。

### ▼問合せ先

東福岡年金事務所  
☎651・7967  
須恵町役場 住民課  
☎932・1467 (ダイヤルイン)  
☎932・1151 (内線115)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

納付状況の内訳

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成25年中1月1日から9月30日までに納付していた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
証明日	平成25年10月1日											
歳入徴収官	厚生労働省年金局事業管理課長											
平成25年中の納付済保険料額	2,222,229円											
①納付済額	2,222,229円											
②免込額	0円											
③合計額	2,222,229円											

※「納付済額」の証明額は、平成25年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。  
※「免込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を指しています。  
※以下の場合は、②免込額-③合計額を表示しておきます。  
○前年度(前年度)に納付済額を超過した額  
○平成25年3月までの保険料を前納されている場合  
○保険料の未納額がある場合